不審船への海保の対応

海上保安庁の「不審船への対応について」は次の通り。

【基本的な考え方】

不審船は、薬物の密輸入、不法入国等の重大犯罪に関与している疑いの強い犯罪供用船であると考えられる。その行動目的の実態を解明するために、不審船を「停船させ、立入検査を実施するとともに、証拠の収集、犯人逮捕等の犯罪捜査を的確に実施する。これは警察活動の一環であり、警察機関である海上保安庁が第一義的に対処する必要がある。

【具体的な対応】

①対応体制

不審船の保有武器のうち、威力の大きなものとして、携行地対空ミサイル（有効射程約5000m）、対艦ロケットランチャー（有効射程約500m）、82mm無反動砲（有効射程約1000m）、14・5mm機関銃（有効射程約2000m）等があることから、これらのうち最大距離で見張装備品等により本庁及び管区本部に報告し、より射程距離から正確な射撃が可能な機関砲等を有した巡視船艇等を集中的に配備するとともに、これらの巡視船艇等を指揮することにより、不審船を安全かつ確実に拿捕する。

②航空機による確認

不審船情報に基づき、巡視船及び航空機を出動させ、航空機の高性能レーダー、赤外線捜索監視装置により安全な距離（5000m以上）にて船影を発見する。

③停船命令

発見後は、不審船の名前、船体特徴等の確認を行い、不審船の画像を撮影して衛星通信により本庁及び管区本部に報告。ヘリ甲板付高速強襲機能及び警察機動隊の乗船が行われる場合は、警察機動隊映像伝送システム船上設置装置により、不審船の状況を動画で伝送。不審船への対応について、迅速・的確な判断を行う。

④不審船の接近阻止

不審船が5000m以上まで接近した場合、不審船を追尾しつつ、進路前方に警告弾による威嚇射撃を実施し、不審船の停船を求める。

⑤不審船の追尾・監視

不審船が停船命令に従わない場合、巡視船艇等により、不審船を追尾しつつ、進路前方に警告弾による威嚇射撃を実施し、不審船の停船を求める。

⑥停船命令

停船命令に従わない場合、5000m以上の距離を維持しつつ、十分な光距離を確保している発光信号装置等により停船命令を再度発令する。

⑦威嚇射撃（着弾、船体等）

停船命令と同様の方法で、射撃警告を行う。

⑧強行接舷

高速特殊警備艇、高速ヘリ機搭載大型巡視艇（ヘリ甲板付含む）により、500m以下の距離から強行接舷し不審船の臨検及び立入検査への威嚇射撃を実施し不審船の停船を求める。

⑨強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

⑩強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

⑪強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

⑫強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

⑬強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

⑭強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

⑮強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

⑯強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

⑰強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

⑱強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

⑲強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

⑳強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㉑強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㉒強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㉓強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㉔強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㉕強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㉖強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㉗強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㉘強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㉙強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㉚強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㉛強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㉜強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㉝強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㉞強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㉟強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㊱強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㊲強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㊳強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㊴強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㊵強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㊶強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㊷強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㊸強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㊹強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㊺強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㊻強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㊼強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㊽強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㊾強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

㊿強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(51)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(52)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(53)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(54)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(55)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(56)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(57)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(58)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(59)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(60)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(61)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(62)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(63)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(64)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(65)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(66)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(67)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(68)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(69)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(70)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(71)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(72)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(73)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(74)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(75)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(76)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(77)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(78)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(79)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(80)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(81)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(82)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(83)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(84)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(85)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(86)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(87)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(88)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(89)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(90)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(91)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(92)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(93)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(94)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(95)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(96)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(97)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(98)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(99)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

(100)強行接舷

高速ヘリ機搭載大型巡視艇により、ヘリ搭載機能を活用し巡視船の船体等が損傷した場合、状況によっては不審船上に隊員が降下し不審船の停船を求める。

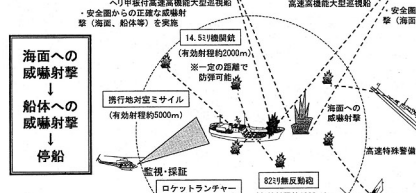

（注）　FCS＝射撃管制機能。RFS＝目標追尾型遠隔操縦機能

活発な火山活動つづく
「水曜海山」を調査

海上保安庁海洋情報部（作間敦部長）は、十月八日から十五日まで、活発な火山活動が続いている伊豆小笠原諸島の水曜海山の調査をしている。世界各国共同の海底観測における生物・地質相互調査はこの調査構想を把握するのが目的。

調査は、「海保新鋭」県下松市の測量船「昭洋」（二千九百四十トン）と、公開の目安となる「海上保安庁の測量船」が参加。水曜海山カルデラ部分を深さ一四〇〇mまで、概ね三〇〇度の角度を出して多数の地層探査を実施し、海底地形の変化を調査する。

今年十一月中間報告を行う。

水曜海山は、東京から南南東へ約一千キロ付近に位置する海山で、海面下約一〇〇mに山頂がある。

海底調査計画は今年八月、十地区で設置、二カ月間連続で観測する。水曜海山では、二〇〇〇年に噴火が確認されており、今年六月には、海上保安庁の航空機が噴火の様子を観測している。

海底調査計画は今年八月、十地区で設置、二カ月間連続で観測する。水曜海山では、二〇〇〇年に噴火が確認されており、今年六月には、海上保安庁の航空機が噴火の様子を観測している。

極東電波航法業務委員長に篠崎課長

極東電波航法業務委員会の委員長に、海上保安庁から初の選出となる篠崎課長が、十月十三日から十一月二十日まで、中国の青島で開かれる同委員会の会議に出席する。

委員会では、海上保安庁から打ち出す極東電波航法業務の見直しの研究発表などが行われる。日本は、韓国、ロシア、中国、香港、マカオとともに、北西太平洋地域航法業務委員会（NEANPG）の構成メンバーとなっている。

委員会では、協力チェーン運用の現状、運用ガイドラインの見直し、電波妨害に関する研究報告などを予定している。

来年の委員会は日本で開催の予定。

海上保安官殉職慰霊碑建立

前總山保安部長　柏原　敬治

保安部を訪問される際、私は、海保の機関誌・広報誌が、海保の機関誌・広報誌の存在である海上保安新聞を手にとって、活用し、海保の現状を知ることを勧めています。

現況、本庁の動き、業務の最新の情報などが分かるとともに、まさにバイブル的存在でした。

特に、話題にしていいかどうかなかなか教えてもらえないことなども、広報活動の姿勢を勉強させていただきました。

◇記者も驚く活性化ぶり

海上保安業務について、多くの国民から正しい理解と評価を得るには、積極的に広報活動を行うことが重要です。また、広報内容が大きく報道されれば、多くの海上保安官は誇りと自信を深め、一層モラール（勤務意欲、やる気）を高める効果もあります。

海上保安庁は、数年前から広報を重視する業務の一つとして位置づけ、全庁的に積極的な広報活動を展開しており、以前に比べ報道の評価は上がってきていると思います。それはマスコミも感じているようです。

本年三月末で務めの穂山保安部長時代のことです。珍しいことに、中央紙の新聞社支局長が訪問され「近年の海保の広報姿勢などについて話してほしい」とのことでした。

「これまで海保扱いの事件・事故の取材に当たって、近年の部署の対応に驚いている。前には保安官はサービス的な仕事という考えを持っていた職員が多く、海保から第一報が流れても、こちらから聞かなければ何も出てこなかった。広報活動の姿勢が変わった。」と言われました。

◇「海保新聞」の重要性

穂山氏は、「多くの企業が集まって石油コンビナートや港湾を抱え、危険物の取り扱いが行われる特定港の臨検が出入りする特定港です。これら工場の幹部が海保新聞の記事をよく読んでいる。」と話されました。

また、海上保安官の現在のようすなどが、「海保新聞」に載っていたことなども話されました。

「取材、掲載にあたっては、本庁の記事も参考にしますが、関心度が高いかどうかを基準にしています。」と、公開の目安となる旨の記事もありますが、それは、かえって公正であり、信頼性の高さを感じます。

海保新聞の記事のことは、企業関係者や来訪者、講演の際にもお話しましたが、関心度が高いかどうかを基準にしています。」と、公開の目安となる旨の記事もありますが、それは、かえって公正であり、信頼性の高さを感じます。

◇一枚の写真の効果

「百聞は一見に如かず」ということわざがありますが、一見は論外や名文にも勝るとも劣らない効果があります。

穂山保安部長時代の平成十二年十一月二十五日に発生した海難事故の際にも、一枚の写真が大変役に立ちました。

漁船「四・九丸」が山口県下松市沖の周防灘で転覆、船長が船底にはい上がり救助を求めているところを、付近を通航していた貨物船「つるがみ」が出動して